

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

1. 取引区分・類型

取引区分	☐ 共同研究 ☐ 受託研究 ☐ 研究成果提供 ☐ 学術交流協定 [秘密保持契約（ ☐ あり ☐ なし）] ☐ 会議等の出席・参加・主催 ☐ 外国出張 ☐ その他（ ）
取引類型	☐ 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック [☐ 指導・発表 ☐ 意見交換 ☐ 電話 ☐ 電子メールの送信 ☐ インターネット経由のファイル交換 ☐ 共用データベースへの掲載 ☐ 書面の送付 ☐ 記録媒体の送付 ☐ マニュアル・図面・データ等の供与 ☐ 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 ☐ その他（ ）] ☐ 貨物の輸出 ※該当する輸内容にチェック [☐ 試料・サンプルの送付 ☐ 装置等の送付 [☐ 自作品 ☐ 改造品 ☐ 購入品 ☐ その他（ ）]

2. 相手先の情報

契約先	名称（英字）：		
	所在地：		
	※ ☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③） 該当性の根拠〔 〕		
需要者・利用者	名称（英字）：		
	所在地：		
	※ ☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③） 該当性の根拠〔 〕		
仕向地（国名）			
取引経路	→ →		
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※ 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ〇〇担当に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等または外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

3. 技術・貨物の情報

研究科・学科・研究室	
技術提供者・貨物輸出者	
提供技術・輸出貨物の名称および仕様	
相手方の使用目的	

※技術提供者・貨物輸出者が複数予定されている場合は、「技術提供者・貨物輸出者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「提供技術・輸出貨物の名称および仕様」および「相手方の使用目的」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

4. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）または国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公表情報および入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、またはこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用または所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、または過去関与していた疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術または輸出する貨物が、HP等の公表情報および入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、またはこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術または輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術または輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察またはこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等または宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/arpo/law05.html#user-list>)を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について輸出管理責任者に相談してください。

5. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ

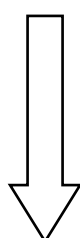
※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手または聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術に一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的または実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計または製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計または製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれかまたは両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

6. 自己判定

<技術の提供場合>「5. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方またはいずれかが「はい」である。	☐ はい ☐ いいえ
---	--



◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。

3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。（※）	☐ はい ☐ いいえ
「4. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	☐ はい ☐ いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」(http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html)を参照してください。

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを輸出管理責任者に提出してください。

◆いずれかまたは両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)		
☐ 取引可	☐ 「審査票」の起票を要する	<table border="1"> <tr> <td>輸出管理責任者</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	輸出管理責任者	
輸出管理責任者				

事前確認シート（雇用関係のない外国人の研究者・訪問者等の受入）

申請年月日： 年 月 日

申請者： 氏名

1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	☐ 研究者 ☐ 訪問者 ☐ その他 ()
氏名	
出身国 (国籍)	
出身組織	
特定類型該当性	☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③ 類型該当性の根拠 []
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等または外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

2. 受入予定研究室・提供予定技術等

指導研究員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導研究員または技術提供者が複数予定されている場合は、「指導研究員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）または国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報および入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、またはこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が海外の政府機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、または受ける予定がある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が将来、海外の軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、または就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等または通常兵器の開発等である疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>)を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について輸出管理責任者に相談してください。

4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手または聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育または提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育または提供するもののほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手または閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

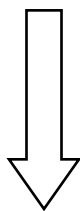
※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的または実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計または製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育または提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計または製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれかまたは両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、部局等輸出管理責任者に相談してください。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方またはいずれかが「はい」である。	☐ はい ☐ いいえ
--	--



◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。

「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「いいえ」である	☐ はい ☐ いいえ
-------------------------------	--

◆「はい」の場合、記入済みの本シートを輸出管理責任者に提出してください。

◆「いいえ」（「はい」が一つでもある）の場合、「審査票」の起票が必要になります。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

☐ 受入可

☐ 「審査票」の起票を要する

(担当者確認欄)

輸出管理責任者

事前確認シート（教職員・アルバイト職員等、大学院生（国籍問わない）の受入）

申請年月日： 年 月 日

申 請 者： 氏名

1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	☐ 学生〔 ☐ 大学院生 ☐ 学部学生 ☐ 研究生 ☐ 聴講生 ☐ 科目等履修生 ☐ その他（ ）〕 ☐ 研究者・教員〔 ☐ 雇用関係あり（職名： ） ☐ その他（ ）〕 ☐ その他（ ）
氏名	
出身組織	
特定類型該当性	☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③ 該当性の根拠 〔 〕
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「該当性の根拠」には、関係する外国政府等または外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。

2. 受入予定研究室・提供予定技術等

指導研究員・技術提供者	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導研究員または技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名・役職を列記してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

3. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）または国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報および入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、またはこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が海外の政府機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、または受ける予定がある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が将来、海外の軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、または就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等または通常兵器の開発等である疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」(<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list>)を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について輸出管理責任者に相談してください。

4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手または聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育または提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育または提供するもののほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手または閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

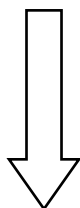
※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的または実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計または製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育または提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計または製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれかまたは両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、輸出管理責任者に相談してください。

5. 自己判定

「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方またはいずれかが「はい」である。	☐ はい ☐ いいえ
--	--



◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。

「3. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「いいえ」である	☐ はい ☐ いいえ
-------------------------------	--

◆「はい」の場合、記入済みの本シートを輸出管理責任者に提出してください。

◆「いいえ」（「はい」が一つでもある）の場合、「審査票」の起票が必要になります。

上記の事前確認内容を確認します。	(担当者確認欄)	
	<table border="1"> <tr> <td>輸出管理責任者</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	輸出管理責任者
輸出管理責任者		

審査票（技術の提供・貨物の輸出入用）

作成年月日： 年 月 日

輸出管理統括責任者	輸出管理責任者	作成者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）					
技術・貨物の名称		(金額) : _____			
該非判定 (1～15項)	<技術> 外為令別表： 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐不明・疑義 (貨物等省令： 条 項 号) ☐公知 ☐基礎科学 ☐規制対象外 <貨物> 輸出令別表第1： 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐不明・疑義 (貨物等省令： 条 項 号) ☐少額特例 ☐規制対象外 上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。				
	仕向地（国名） ☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他				
	契約先	名称（英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）および／または資料を添付すること。		
所在地					
類型該当性		☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③）類型性の根拠 []			
需要者 または 利用者	名称（英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）および／または資料を添付すること。			
	所在地				
	類型該当性	☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③）類型性の根拠 []			
用 途	内容（ ） ☐ 大量破壊兵器等関連 ☐ 通常兵器関連 ☐ 軍関連 ☐ 不明・疑義 ☐ その他				
	資料： ☐ 有（ ） ☐ 無				
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る。 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ				
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る。 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ				
	III. 客観要件の確認に、不明点または疑義があるか ☐ はい ☐ いいえ				
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか ☐ はい ☐ いいえ				
取引経路	→ →				
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	☐ 承認	☐ 規制対象外	☐ 非該当	☐ 特例（少額、その他）
	☐ 条件付承認	☐ 包括許可	☐ 個別許可	☐ 許可例外
	☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認			
取引承認条件				
上記判定理由				

審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）または特定類型該当者受入れ用）

作成年月日： 年 月 日

輸出管理統括責任者	部局等輸出管理責任者	作成者

1. 外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他
	出身組織	※HPアドレスを記載（ ）および/または資料を添付すること。
	特定類型該当者	☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③ 該当性の根拠〔 〕
教育・提供予定技術 の該非判定 (1～15項)	外為令別表： 項 号（貨物等省令： 条 項 号）※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明・疑義 ☐ 公知 ☐ 基礎科学 ☐ その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の 予定／希望勤務先 (知っているば記入)	名称（英字）	※HPアドレスを記載（ ）および/または資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途 〔留学生等の場合、卒業後の 予定／希望進路での用途〕 (知っているば記入)	内容（ ） ☐ 大量破壊兵器等関連 ☐ 通常兵器関連 ☐ 軍関連 ☐ 不明・疑義 ☐ その他	
	資料： ☐ 有（ ） ☐ 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、輸出令別表第3の地域を除く地域の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る。 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ③②が「はい」の場合、）明らかなガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る。 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
	III. 客観要件の確認に、不明点または疑義があるか ☐ はい ☐ いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか ☐ はい ☐ いいえ	
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

2. 総合受入判定結果（判定年月日： 年 月 日）

受入審査判定	☐ 承認 ☐ 条件付承認	☐ 規制対象外 ☐ 非該当 ☐ 特例（公知・基礎科学、その他）
	☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認	
受入承認条件		
上記判定理由		

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられるまたは用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

別 表 行 為	核兵器の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
	軍用の細菌製剤の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
	軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
	300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
	300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉またはその部分品または附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うものまたはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発または製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用または貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用または貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
	輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造または使用	はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用 途 要 件 の 除 外	①当該輸出貨物または技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟または救命の用に供される旨が文書等に記載されまたは記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物または技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊またはカナダ軍隊に対して貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑧重要影響事態に際して我が国の平和および安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動および捜索救助活動の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動および協力支援活動の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑩武力攻撃事態等および存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑪武力攻撃事態等および存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査または回航措置の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑫海賊行為の処罰および海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処活動の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ
	⑬国際平和共同処理事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動および捜索救助活動の用に供するために貨物または役務の輸出または提供を行う。	はい・いいえ

（※）別表 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光または発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるものまたはこれらの部分品

1 空気銃 散弾銃 ライフル銃若しくは火縄式銃砲またはこれらのものに用いる銃砲弾

2 救命銃 もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃またはこれらのものに用いる銃砲弾

二 産業用の発破器

三 産業用の火薬若しくは爆薬またはこれらの火工品

「需要者」チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っているまたは過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、または相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤または細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用または貯蔵	はい・いいえ

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者またはこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所または使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所または使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接しているまたは立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等および当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品および仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包および梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑱ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・－

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

該非判定票

作 成 日： 年 月 日

作成責任者： 氏名

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型および等級	
----------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） または 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
「該当する」欄が 1か所以上ある		すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表
または輸出貿易管理令別表第一，貨物等省令，解
釈通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリク
ス表」を参照）に照合した上で，それぞれの項に
ついて「該当する」「該当しない」のいずれかに○
印を付けてください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

※「該当する」に○印を付けた項については，貨物
等省令，解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様
（性能）を比較し，該当すると判断した根拠を，
別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも，技術・貨
物の性質上その項に近いものである場合には，貨
物等省令，解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕
様（性能）を比較し，該当しないと判断した根拠
を，別紙「対比表」に明記してください。

本件技術または貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第16項を除く）
または輸出貿易管理令別表第一（第16項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所および解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所および解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 または 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		

技術／貨物の該非判定結果 ☐ 該当 ☐ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所および解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

(該非判定票別紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所および解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 または 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		
第 4 項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第 1 6 条 第 5 項	外為令別表 4 の項 (5) の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解 (1,300 度以上 2,900 度以下の温度範囲において、かつ、130 パスカル以上 20,000 パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。) により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・ 2,000～2,500 度の温度範囲 ・ 15,000～20,000 パスカルの絶対圧力 以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。 したがって、該当。

技術／貨物の該非判定結果 ☒ 該当 ☐ 非該当

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の 遵守のための特定類型該当性に関する確認書

福井県里山里海湖研究所 御中

年 月 日

住所

氏名

私は、貴研究所が「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号。以下「役務通達」という。）の 1（3）サ①または②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項および第 2 項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴研究所の法令遵守のため、役務通達の 1（3）サ①または②に該当するか否かについて、下記のとおり確認いたします。また、将来的に特定類型該当性に変更が生じた場合には再提出いたします。

記

- 私は、 ☐ 以下の①に該当します。
☐ 以下の②に該当します。
☐ 以下の①および②に該当します。
☐ 以下の③に該当します。
☐ 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（その本邦内の支店、出張所その他の事務所を除く。以下「外国法人等」という。）または外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服するまたは当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服するまたは当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人または当該者が、当該外国法人等または当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令または当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令または当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

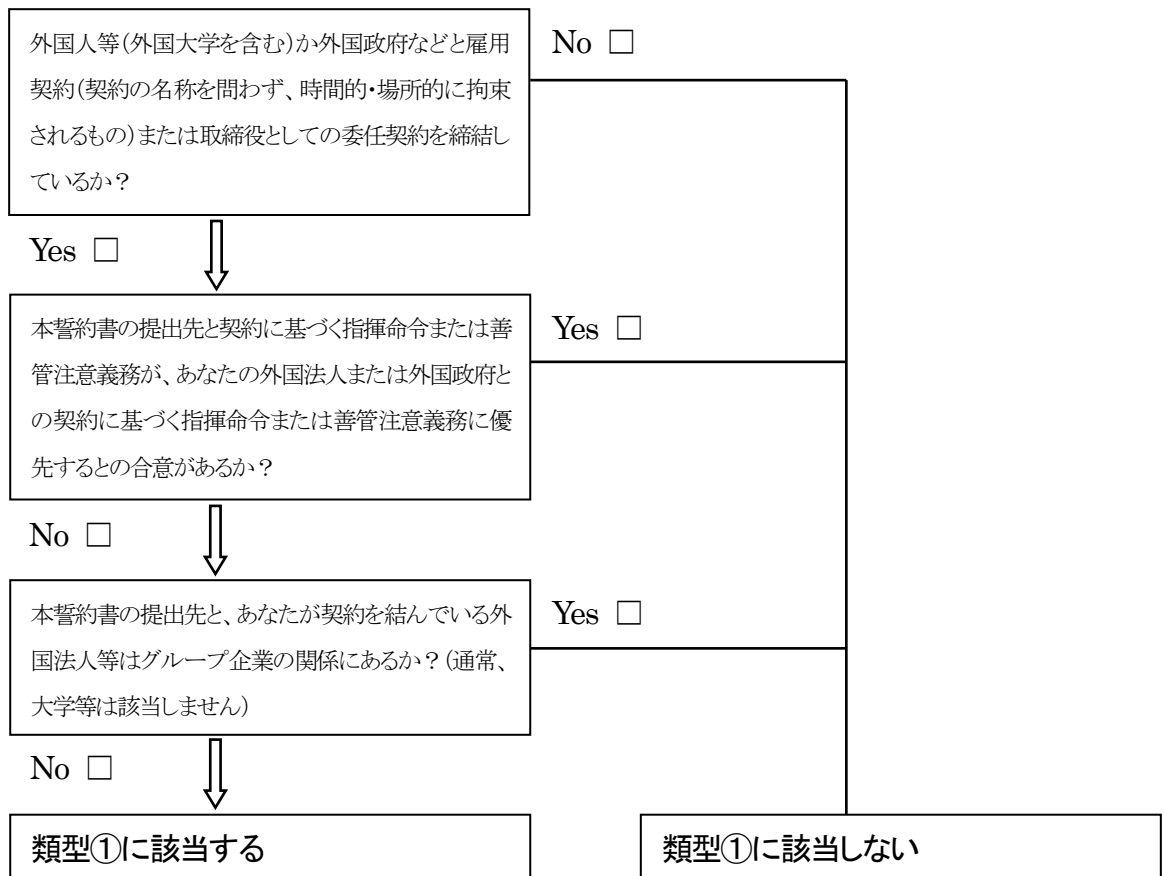
（ロ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服するまたは当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の 50% 以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等または当該本邦法人により議決権の 50% 以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服するまたは当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25% 以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者または得ることを約している者
 ③ 国内における行動に関し外国政府等の指示または依頼を受ける者

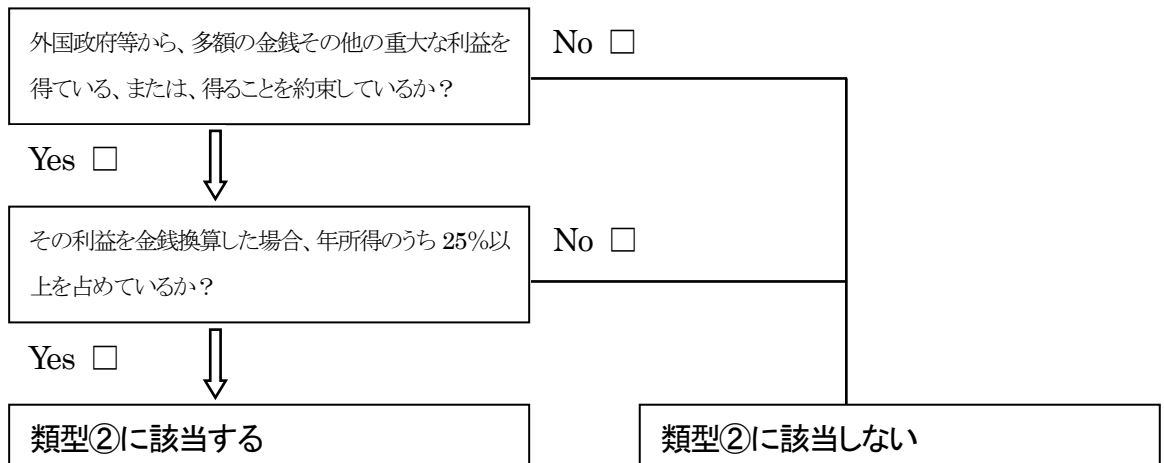
注：本確認書の内容については、本研究所における安全保障輸出管理の目的にのみ利用します。

特定類型該当性確認フローチャート

類型①



類型②



類型③

